

第4回入札等制度検証委員会までの各委員からの主な意見の概要

事 項	発 言 要 旨
1 入札制度の在り方	
(1) 入札制度	<p>入札監視委員会の提言に基づいた入札制度の改革をすべき。 指名競争入札は、競争性、透明性などの観点から疑問がある制度であるため、談合の再発防止のためにも、原則、条件付一般競争入札とすべき。 条件付一般競争入札においても、業者のランク付けは必要。 総合評価方式は、価格以外では競争できない業者による低入札の誘発、恣意的な評価、点数稼ぎを目的としたモラルハザードの発生など、多くの問題がある。</p>
(2) 落札率	<p>落札率を下げて工事価格を節約すればほかの工事に回すことが可能であり、談合によって県民の利益のみならず業界の利益も損なわれている。 発注者側も、「妥当な落札率」を経験的に学習すべき。 福島県は落札率の調査をしていなかったという点から見ても、対応が緩い。</p>
(3) 工事費の積算	<p>本来は、福島県独自の基準で積算すべきだが、現実的にそれは困難であるため、現在のような積算方法もやむを得ない。</p>
(4) 予定価格	<p>予定価格の公表は、事後よりも事前の方がメリットが大きい。 予定価格を事前に公表すると、落札額が高止まりになる可能性がある。</p>
(5) 最低制限価格	<p>最低制限価格とは何かということをはっきりさせる必要がある。</p>
(6) 随意契約	<p>随意契約による場合は、入札の際の平均落札率を考慮し、予定価格を引き下げておくことも必要ではないか。</p>
(7) 談合が発生する原因	<p>談合が起きる原因は、指名競争入札とJV方式にある。 官製談合が起こり得るとすれば、指名業者の指名というプロセスにあるのではないか。 談合は犯罪であるということを明確に打ち出す必要がある。 経済犯罪については、犯罪だという認識が業者にも行政にもないのではないか。</p>
(8) 談合に対するペナルティ	<p>損害賠償予定額を引き上げるべき。 現在の指名停止期間は短かすぎる。指名停止期間・入札資格停止期間を法令上可能な限り延ばすべき。</p>
(9) 談合情報への対応	<p>談合情報があった場合に業者に出させる誓約書は、不正防止には何の役にも立っていないし法的な実効性もない。 談合情報がない場合でも、入札結果に疑問があれば調査をすべき。 福島県の談合摘発に対するスタンスは非常に緩い。</p>

事 項	発 言 要 旨
2 公共工事における地産地消の在り方	
(1) 地産地消の理念	<p>地元の業者を助けようというのが地産地消の考え方ではないか。 税金を払っていない県外の業者が参入するのはまかりならんという主張はおかしい。 納税者に工事を発注すべきだとすれば、地方税よりも交付税や補助金の方が多いのであるから、大手ゼネコンに仕事を取られても文句を言えない。 地域の中小企業をきちんと育成するシステムも必要。 地産地消は必要だが、デメリットも検討する必要がある。</p>
(2) 地産地消の必要性	地産地消の発想を否定したところで入札制度の問題は解決しない。地産地消は必要。
(3) 現状認識	県内の建設業者数は、公共工事の量に対して過剰である。
(4) 地産地消と公正な競争	<p>地産地消と公正な競争は両立させなければならず、地産地消は公正な競争原則を犯さない範囲内でしか認めるべきでない。 透明性、競争性、公平性、品質確保といった条件をクリアしつつ地産地消の考え方を入札制度の中に入れていく必要がある。 談合がなくならないようであれば、地域要件はなくすべき。</p>
3 財団法人福島県建設技術センターの在り方	
(1) 談合問題との関係	<p>今回の事件は、職員ではなく理事長自らが加担していたもの。 センターの理事長は土木部のOBという肩書があったから影響力を行使できた。 マスコミ報道にあるようにセンターが丸ごと談合と結びついていたかどうかはきちんと検証する必要がある。プロパー職員はまじめにやっている。</p>
(2) 必要性	センターを設立したことの意味を再度確認する必要がある。
(3) 組織	<p>土木部のOBが天下るといふ流れは絶対に断ち切らなければならない。 役員に外部の人間を入れる必要がある。 専務理事は1人にすべき。 県からの現職派遣は限りなく減らすべき。 センターを県から自立させなければならない。 土木部は、定数削減にセンターを利用している。</p>

事 項	発 言 要 旨
(4) 業務	県が本来自分でできる仕事は、センターへの委託をやめるべき。センターでしかできない仕事だけを委託すべき。市町村からはなくすと困ると言われているので、市町村支援の業務は残すべき。
(5) 不正行為への対応	理事長からの不正な情報提供の要請に対して、職員が拒否し、入札監視委員会等に通報できるようなシステムを県がつくってあげる必要がある。
4 技術系職員の民間建設関連企業等への再就職の在り方	
(1) 再就職の実態	自分でスキルアップした職員が民間に必要とされて再就職するのは、いわゆる天下りとは全然違う。とがめる必要もない。
(2) 再就職に関する規制	再就職の禁止は、憲法の職業選択の自由に違反するのでできない。 再就職先における営業活動は、3年ぐらい自粛するのが妥当。 県で再就職者を公表するシステムを作るべき。 入札制度が厳しくなると、予定価格が公表されている中では、天下りのメリットはなくなる。
5 職員の意識改革及び情報管理の在り方	
(1) 職員の意識改革	職業倫理に関する研修を強化すべき。 職員には、自ら不正をしないということだけではなく、不正を許さない最大限の努力をし、住民の負託にこたえることが地方自治体のコンプライアンスという認識に立つ必要がある。
(2) 情報管理	情報管理については、単に秘密にするだけではなく、積極的に情報公開を進めるべき。秘密にする必要のない情報を秘密扱いにすべきではない。
(3) コンプライアンス体制	口利きがあった場合の公表制度をつくるべき。 内部通報制度をつくるべき。 談合に加担した職員の懲戒処分について、明確に規定すべき。 外郭団体を含め、談合問題について内部組織としてコンプライアンス委員会を設置すべき。 外郭団体を含め、職員の細かな行動規範をつくり、周知すべき。